

大阪市立弘済院事務分掌規則

(院長)

第1条 弘済院（以下「院」という。）に院長を置く。

2 院長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

第2条 院長は、上司の命を受けて院務を掌理し、所属員を指揮監督する。

2 院長に事故があるとき又は院長が欠けたときは、あらかじめ院長が定める職員が院長の職務を行う。

(内部組織等)

第3条 院に管理課を置く。

2 院に附属病院を置き、その内部組織は、次のとおりとする。

各診療科

中央臨床検査部

薬剤部

看護部

栄養部

患者支援部

(事務分掌)

第4条 管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 事業及び患者の調査並びに統計に関すること
- (2) 使用料及び医療費等の徴収に関すること
- (3) 徴収金及び措置費の収入に関すること
- (4) 特別養護老人ホームへの入退所に関すること
- (5) 特別養護老人ホームの入所者の介護、相談及び処遇に関すること
- (6) 特別養護老人ホームの入所者の所持金品の保管及び処分に関すること
- (7) 特別養護老人ホームの入所者の給食並びに栄養の相談及び指導に関すること

(8) 附属病院の主管に属しないこと

2 附属病院の事務分掌は、次のとおりとする。

各診療科

- (1) 患者の診療及び医学的研究に関すること
- (2) 患者の機能回復訓練に関すること
- (3) 医師等の研修に関すること
- (4) その他医務に関すること

中央臨床検査部

- (1) 診療に必要な諸検査に関すること

薬剤部

- (1) 調剤及び製剤に関すること
- (2) 薬品の管理に関すること

看護部

- (1) 患者の看護に関すること
- (2) 看護師その他の看護職員の勤務に関すること
- (3) 看護師その他の看護職員の研修及び看護学生の実習指導に関すること

栄養部

- (1) 入院患者の給食に関すること
- (2) 患者の栄養の相談及び指導に関すること

患者支援部

- (1) 医療相談、医療社会事業、地域医療機関との連絡調整その他患者の支援に関すること
- (2) 患者の入退院に関すること

(職の設置等)

第5条 附属病院に病院長及び副病院長、課に課長を置く。

2 前項に定めるもののほか、別表第1に定めるところにより院に担当課長を置き、別表第2に定めるところにより診療科に担当部長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、院に保健副主幹、課に課長代理、担当課長代理、副参事又は担当係長、附属病院に保健副主幹、診療科又は部に部長、副部长、主査又は医長を置くことがある。

4 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。

- 5 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、院長が定める事務を専管する。
- 6 担当部長は、その職名に冠された診療科における外来患者の診療に関する専門的、技術的事項を専管するほか、院長が定める事務を専管する。
- 7 病院長、副病院長、課長、部長、担当課長、担当部長、課長代理、副部長、担当課長代理、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長（以下「病院長等」という。）は、本市職員のうちから市長が命ずる。この場合において、部長は病院長又は副病院長の職にある者をもって兼ねさせることがある。
- 8 課長等（課長及び担当課長をいう。以下この項及び次項において同じ。）に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。次項において同じ。）が課長等の職務を行う。
- 9 前項の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ院長が定める職員が当該課長等の職務を行う。

第6条 副病院長は、病院長を補佐し、病院長に事故があるとき又は病院長が欠けたときは、病院長の職務を行う。

第7条 病院長等は、上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

- 2 副部長、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長の事務分担は、院長が定める。
- 3 病院長等を除く所属員の配置及び事務分担は、別に定めるものを除くほか、院長が定める。

附 則（令和3年9月28日規則第119号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

連絡調整担当課長

経営企画担当課長

施設整備担当課長

別表第2（第5条関係）

神経内科担当部長

整形外科担当部長

リハビリテーション科担当部長